

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号						
許認可等の種類	火薬庫の設置、移転又は変更の許可	根拠条項	第12条第1項						
審査基準	<p>法第12条第2項の技術上の基準に適合していること。</p> <p>施行規則第22条の火薬庫構造等の技術上の基準に適合していること。</p> <p>施行規則第22条中、経済産業大臣が定める告示については次の①から④までによること。</p> <p>①火薬類取締法施行規則第30条の規定による避雷装置の位置、形式、構造、材質等 (昭和31年通商産業省告示第228号)</p> <p>②火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質の基準 (昭和35年通商産業省告示第76号)</p> <p>③火薬類取締法施行規則第20条第5項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫の隔壁の基準 (昭和49年通商産業省告示第52号)</p> <p>④火薬類取締法施行規則第23条第4項及び第6項の規定に基づくがん具煙火貯蔵庫に係る防火壁の基準及び火薬庫からもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設たる保安物件に保安物件に対してとるべき保安距離 (昭和49年通商産業省告示第59号)</p>								
	受付機関	危機管理 防災課	処理機関	危機管理 防災課	交付機関	危機管理防災課	標準処理期間	10～20日	目次
						標準経由期間	—日	NO	